
プロジェクト 税効果会計
項目 本日の審議事項

これまでの経緯

1. 税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）では、日本公認会計士協会（JICPA）から公表されている税効果会計に関する実務指針（会計処理に関する部分）について、第 329 回企業会計基準委員会（2016 年 2 月 10 日）及び第 30 回専門委員会（2016 年 2 月 4 日）以降、以下の実務指針を当委員会の会計基準等に移管すべく、審議を行っている。
 - (1) 会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」
 - (2) 会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」
 - (3) 会計制度委員会「税効果会計に関する Q&A」
 - (4) 会計制度委員会報告第 11 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」
 - (5) 監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」
2. このうち、(5)については、2017 年 3 月 16 日に、企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」が公表されている。

本日の審議事項

3. 本日は、これまでの審議を踏まえ、以下について公表の承認に関するご審議を頂きたい。なお、第 360 回企業会計基準委員会において聞かれた意見は、審議事項(4)-7 に記載している。
 - (1) コメントの募集及び公開草案の概要（審議事項(4)-2）
 - (2) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（案）」（審議事項(4)-3）
 - (3) 「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」（審議事項(4)-4）
 - (4) 企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」の改正案（審議事項(4)-5）

審議事項(4)-1

- (5) 「中間財務諸表における税効果会計に関する適用指針(案)」(審議事項(4)-6)

このうち、審議事項(4)-3 から(4)-6 までが公表議決の対象となる。

以 上